総務協議会協議事項

日時 令和6年8月21日(水) 午前10時 場所 第一委員会室

○ 所管事項の報告について

- 1 令和6年7月30日の大雨及び令和6年台風第5号の状況について
- 2 八戸市個人番号の利用に関する条例の一部改正(案)の概要について
- 3 八戸市情報通信技術を活用した行政の推進に関する条例(案)の概要について
- 4 八戸市手数料条例の一部改正(案)の概要について
- 5 八戸市市税条例の一部改正(案)の概要について
- 6 自動車破損事故に係る損害賠償額の専決処分について
- 7 八戸市学校給食条例の一部改正(案)の概要について
- 8 令和6年度八戸市青少年海外派遣交流事業について
- 9 公民館における第三者の著作物の無許諾での使用に係る損害賠償額の専決処分について

令和6年7月30日の大雨及び令和6年台風第5号の状況について

1 令和6年7月30日の大雨の状況について

(1) 気象情報

①警報等

7月30日 14:34 大雨警報 発表

14:42 土砂災害警戒情報 発表

15:07 洪水警報 発表

20:08 土砂災害警戒情報 解除

22:02 大雨警報 解除

②降水量(島守)

24 時間降水量
7月 29 日 20:00~7月 30 日 20:00
3 時間降水量
7月 30 日 15:00~18:00
104mm
1 時間最大降水量
7月 30 日 14:00~15:00
67mm

(2) 避難情報

①避難指示・開設避難所 (土砂災害)

7月30日 15:25 警戒レベル4「避難指示」発令

対象地区 南郷西地区・南郷島守地区の土砂災害警戒区域

・開設避難所 2か所

22:02 「避難指示」解除、避難所2か所閉鎖

②避難所開設状況

•			
		避難所名	最大避難者数
	1	南郷公民館	0人
Ī	2	島守小学校	9人

(3) 災害警戒本部等

7月30日 14:34 災害連絡本部設置(大雨警報発表に伴う)

14:42 災害警戒本部に移行(土砂災害警戒情報発表に伴う) 20:08 災害連絡本部に移行(土砂災害警戒情報解除に伴う)

22:02 災害連絡本部廃止 (大雨警報解除に伴う)

(4) 被害状況

区分	被害の状況	
人的被害	なし	
建物被害	○床下浸水 2 件	
	・南郷大字島守字高嶽の民家	

区分	被害の状況	
農業被害	○農地法面崩落・土砂堆積8件	
	・南郷大字島守字石橋	
	• 南郷大字島守字高嶽 (2件)	
	・南郷大字島守字沢田沢	
	・南郷大字島守字駒坂(2件)	
	・南郷大字島守字ウトウ沢	
	・南郷大字島守字宮沢沢	
	○水稲の土砂流入被害 2 件	
	・南郷大字島守字ウトウ沢(2件)	
	○きゅうりの浸水被害1件	
	・南郷大字島守字石橋	
道路被害	○道路冠水3件	
	・市道五輪・長瀬線(南郷大字島守字五輪)	
	・市管理道路内(南郷大字島守字下旦平)	
	・市道 十文字・沢代線 (南郷大字島守字野田)	
	○土砂流出 5 件	
	・国道 340 号(南郷大字泥障作字下長根)	
	・市道頃巻沢・島守線(南郷大字頃巻沢舘向)	
	・市道沢田沢・惣名久保線(南郷大字島守字惣名久保)	
	・市管理道路内(南郷大字頃巻沢字上頃巻沢)	
	・市道西山・下坂線(南郷大字泥障作字下長根)	
	○路面洗掘2件	
	・市道 赤羽・上相野線(南郷大字島守字赤羽)	
	・市道 頃巻沢・島守線(南郷大字頃巻沢字鬼ノ目)	
	○路肩崩れ2件	
	・市道 赤羽・上相野線(南郷大字島守字坂ノ木沢)	
	・市道 相畑・姉市沢線(南郷大字島守字ウトウ沢)	
	○横断暗渠詰まり1件	
	・市道 門前・大開線(南郷大字島守字舘)	
交通機関	○JR 八戸線 7/30 一部区間運転見合わせ	
ライフライン	なし	
その他	〇法面崩落 (南郷大字島守字高嶽)	
	○排水路被害4件(土砂による排水路閉塞等)	
	・南郷大字島守字馬ノ墓	
	・南郷大字島守字上旦平	
	・南郷大字島守字ウトウ沢	
	・南郷大字島守字野田	

(5) 被害額

<農業被害> 7,500千円

<道路関係> 6,100千円

<その他> 6,900 千円

2 令和6年台風第5号の状況について(8月11日~13日)

(1) 気象情報

①警報等

8月11日 10:52 線状降水帯の発生の可能性 発表

16:52 波浪警報 発表

8月12日 15:45 波浪警報 解除

②降水量(総雨量)

館鼻 8月11日09:00~8月12日21:00 26 mm 南郷 8月10日21:00~8月12日21:00 136 mm 島守 8月10日21:00~8月12日21:00 177 mm

(2) 避難情報

①避難指示

8月11日 17:00 警戒レベル4「避難指示」発令

・対象地区 市内の土砂災害・洪水警戒区域

開設避難所 25か所

8月13日 06:00 「避難指示」解除、避難所25か所閉鎖

②避難所開設状況

	避難所名	最大避難者数		避難所名	最大避難者数
1	多賀台小学校	7人	14	大館公民館	3 人
2	根岸小学校	26 人	15	湊小学校	2 人
3	豊崎小学校	0人	16	町畑小学校	0人
4	三条小学校	1人	17	鮫公民館	0人
5	館公民館	4 人	18	島守小学校	3 人
6	田面木公民館	1人	19	桔梗野小学校	8 人
7	根城公民館	28 人	20	八戸市公民館	11 人
8	第一中学校	0人	21	柏崎公民館	0人
9	白銀公民館	3 人	22	白銀南中学校	0人
10	南郷公民館	7人	23	種差小学校	0人
11	高館小学校	17 人	24	小中野中学校	15 人
1.0	長者小学校	0 1	25	中居林コミュニ	0 1
12	文 有 小 子 仪	0 人	25	ティセンター	0人
13	是川小学校	0人			

※25 箇所の最大避難者数 12 日 2 時~5 時 132 人

(3) 災害警戒本部等

8月11日 16:00 災害警戒本部設置

16:00 第1回八戸市災害警戒本部員会議開催

8月12日 13:00 第2回八戸市災害警戒本部員会議開催

8月13日 10:00 第3回八戸市災害警戒本部員会議開催

10:05 災害警戒本部廃止

(4) 被害状況

区分	被害の状況	
人的被害	なし	
建物被害	なし	
道路被害	○倒木(2件)	
	県道島守八戸線(是川字戸花山)	
	市道野場種差線(大久保字大山)	
交通機関	・JR 八戸線 8/12~8/13 一部運転見合わせ	
	・青い森鉄道 8/12 一部運休	
	・シルバーフェリー 8/12 八戸発・苫小牧発全便欠航	
ライフライン	○停電 市内 約600戸(大字松館 10戸未満、南郷大字市野沢 約	
	200 戸、南郷大字大森 10 戸未満、南郷大字中野 約 200 戸)	
その他	なし	

八戸市個人番号の利用に関する条例の一部改正(案)の概要について

1 改正理由

心身障害者医療費の支給に関する事務等を個人番号を利用できる事務に追加するとともに、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律 (以下「番号法」という。)の一部改正に伴う規定の整備その他所要の改正をするもの。

2 改正内容

(1) 健康保険証の廃止に伴う整備

番号法の一部改正に伴い、令和6年12月2日から健康保険証の新規発行が廃止となるため、個人番号を利用して八戸市心身障害者医療費受給対象者の健康保険情報を確認できるようにするもの。

(2) 番号法の一部改正に伴う整備

従来から番号法に規定されていた生活保護の法定業務の利用範囲に「被保護者の 健康管理支援事業」が追加され、個人番号を利用した健康管理支援事業(オンライン資格確認)実施に必要な情報を取得できるようにするもの。

3 施行日

公布の日

【参考】

番号法及び条例のそれぞれで規定する事項

	番号法	条例
	(1) マイナンバーを利用すること	(1) 市が独自でマイナンバーを利
	ができる事務	用することができる事務
規定事項	(2) 自治体間等で情報連携をする	(2) 市長事務部局内で情報連携を
	ことができる事務及び特定個人	することができる事務及び特定
	情報	個人情報

八戸市情報通信技術を活用した行政の推進に関する条例(案)の概要について

1 制定の趣旨

市の機関等に対する申請、届出その他の手続等に係る関係者の利便性の向上並びに 行政運営の簡素化及び効率化を進めることにより、市民生活の向上を図るため、情報 通信技術を利用する方法による手続等について必要な事項を定めるもの。

2 条例(案)の内容

(1) 目的(第1条)

情報通信技術を活用した行政の推進について、情報通信技術を利用する方法により手続等を行うために必要な事項を定めることにより、手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図り、もって市民生活の向上に寄与すること。

(2) 電子情報処理組織による申請等(第3条)

条例等の規定で書面等により行うこととしている申請等について、オンラインで 行うことができることとするとともに、申請の到達時期について定める。

(3) 電子情報処理組織による処分通知等(第4条)

条例等の規定で書面等により行うこととしている処分通知等について、オンラインで行うことができることとする。

また、処分通知の到達時期を定めるとともに、処分通知等で必要な署名等において、規則で定める方法により行うことができることとする。

(4) 電磁的記録による縦覧等(第5条)

条例等の規定で書面等により行うこととしている縦覧等について、電磁的記録に よる縦覧等を行うことができることとする。

(5) 電磁的記録による作成等(第6条)

条例等の規定で書面等により行うこととしている作成等について、電磁的記録の 作成等により行うことができることとする。

(6) 適用除外(第7条)

申請事項に虚偽がないことを対面により確認する必要がある場合や許可書等の書面を事業所に備え付ける必要があるなど、オンライン化が適当でない手続等につい

ては適用しないこととする。

(7) 添付書面等の省略(第8条)

行政機関間の情報連携により入手・参照できる情報に関する添付書類について、 規則で定めたうえで添付を不要とする。

(8) その他

上記(1)から(7)のほか、第2条では用語の定義、第9条では条例の規定によるオンラインで行うことができる行政手続きの状況に係る公表、第10条では条例施行に関し必要な事項を規則で定めることを規定。

3 施行日

令和6年11月5日

八戸市手数料条例の一部改正(案)の概要について

1 改正理由

窓口業務改革プロジェクトにより、謄本、抄本、証明書等のオンラインによる申請等を開始するに当たり、手数料の徴収時期及び郵便による謄本、抄本、証明書等の送付に係る規定の整備をするもの。

2 改正内容

- (1) 手数料を徴収する事務の手続の実態に合わせて、謄本、抄本、証明書等の交付に係る手数料の徴収時期について規定の整備をする。
- (2) 郵便による謄本、抄本、証明書等の送付を行う場合について規定の整備をする。

3 施行日

公布の日

総務協議会資料令和6年8月21日財政部住民税課

八戸市市税条例の一部改正(案)の概要について

1 改正の理由

地方税法の一部改正に伴い、個人市民税に係る見直しのほか所要の改正をするためのものである。

2 改正の主な内容

≪個人市民税≫

公益信託に係る個人市民税の寄附金控除に関する規定の整備

新たな公益信託制度(※)の創設に伴い、公益信託の信託財産とするために支出された当該公益信託に係る信託事務に関する寄附金を寄附金控除の対象とするもの。

※公益信託とは、公益法人のように機関を設けることなく、信託財産と受託者(財産の管理・ 運用を行う者)の組織・能力を活用し、委託者(寄附者)の意思を反映した公益活動を行う制度 のことで、担い手や信託財産の範囲の拡大等により、これまでより使いやすい制度へと見直され た。

3 その他

条項ずれなど、所要の改正を行うもの。

4 施行期日

公益信託に関する法律(令和6年法律第30号)の施行の日の属する年の翌年の1 月1日 他

総務協議会資料 令和6年8月21日 教育総務課

自動車破損事故に係る損害賠償額の専決処分について

【その1】

1 発生日時 令和6年5月14日(火)午後2時10分頃

2 発生場所 八戸市轟木小学校 職員駐車場

3 事故の概要 派遣用務員が、除草作業を終え、エンジンをかけた状態の草刈り

機を手押しで移動していたところ、草刈り機の刈刃に巻き込まれ

た木片が飛び、駐車中の車両に接触し、運転席側フロントドアを

損傷した。

4 損害賠償額 93,404円(全国市長会学校災害賠償補償保険より同額給付)

5 専決処分月日 令和6年7月29日(月)処分第22号

【その2】

1 発生日時 令和5年10月20日(金)午後3時00分頃

2 発生場所 八戸市立白銀中学校 職員玄関前

3 事故の概要 派遣用務員が、職員玄関前の木の剪定作業を行っていたところ、

落下した木の枝が駐車中の車両後部に接触し、車体及びワイパー

を損傷した。

4 損害賠償額 235,120円(全国市長会学校災害賠償補償保険より同額給付)

5 専決処分月日 令和6年8月9日(金)処分第25号

八戸市学校給食条例の一部改正(案)の概要について

1 改正の理由

令和6年10月1日開始の給食費の無償化に伴い、給食費の徴収について所要の改正をするため。

2 改正の内容

- (1) 給食費の決定について
- ・第4条第1項において、給食費を「学校給食法第11条第2項において学校給食を 受ける児童又は生徒の保護者の負担とされている経費に充てるための費用」と定義 づけをした上で、改正前と同様に、「教育委員会が定める」と規定。

(2) 徴収について

- ・第2項では、無償化に伴い、「給食費は徴収しない」と規定。
- ・「ただし書」で、就学援助制度の対象となる児童生徒は、就学援助制度により保護者 に代わり公費負担されるため、無償化の対象外となることを規定。
- 3 施行期日 令和6年10月1日

総務協議会資料 令和6年8月21日 教育委員会 教育指導課

令和6年度八戸市青少年海外派遣交流事業について

1 ニューカレドニアの代替訪問先について

ニューカレドニアにおける暴動の影響や不安定な情勢など、不透明な要素を拭えない状況 (現在も外務省危険レベル2「不要不急の渡航中止」)であり、生徒を安全・安心に現地へ派遣することが難しいことから、ニューカレドニアへの派遣を中止し、代替訪問先として アメリカ合衆国を第一候補として調整をした結果、現地受入れが可能となったことから、 アメリカ班 (第2次)として現地派遣を実施する。

2 現地派遣の概要について

- ・派 遣 先 アメリカ合衆国 (フェデラルウェイ市、ポートランド市)
- ・派遣期間 令和6年9月21日(土)から9月29日(日)までの8泊9日
- ・内 容 教育交流、市長・教育長表敬、ホームステイなど

3 スケジュールについて

内 容	時 期
1) 第1回事前研修(委嘱状交付式、結団式ほか)	8月24日 (土)
2) 第2回事前研修(班活動ほか)	9月10日 (火)
3) 現地派遣	9月21日(土)~9月29日(日)
4)第1回事後研修	11月2日(土)
5)第2回事後研修	11月9日(土)
6)第3回事後研修(報告会)	11月16日(土)

[※]上記日程については、今後の事情・状況により変更となる場合がある。

4. 派遣団員について

アメリカ班 (第2次)の団員については、ニューカレドニア班として決定していた団員を基本とし、ニューカレドニア班の団員全員から改めて参加の意思確認をした上で、団員として決定する。

総務協議会資料 令和6年8月21日 社会教育課

公民館における第三者の著作物の無許諾での使用に係る 損害賠償額の専決処分について

1 事案の概要 公民館が令和5年1月30日に発行した公民館だよりに第三

者が作成したイラストを使用の許諾を得ることなく使用していたほか、市ホームページに掲載していたことについて、

損害賠償請求があったもの。

2 損害賠償額 110,000円

※全国市長会市民総合賠償補償保険にて対応。

3 専決処分月日 令和6年7月31日(水)処分第23号

4 合意書締結日 令和6年8月1日(木)

5 再発防止策 イラスト出典元の事前確認の徹底、著作権制度に係る研修の

受講により、著作物の適正な利用及び職員の意識向上に努め

る。